

第5項 環境犯罪の取締り

1 環境犯罪の傾向

県内の環境犯罪は、増加の傾向を示しており違法行為の内容は、**不法投棄、違法焼却**の事犯がほとんどを占めている。

また、**産業廃棄物**のほか、家庭排出ごみ等の一般廃棄物にかかる事犯も多く、県民のモラルや規範意識の低下が危惧される。

2 基本方針及び取締り状況

警察では、環境を破壊する犯罪のうち、特に廃棄物の不法投棄事犯を重点取締り対象とし、中でも、自然環境に重大な影響を及ぼす事犯、組織的・広域的な事犯、暴力団が関与する事犯、行政指導を無視して行われる事犯等を中心に取締りを強化している。

近年の検挙状況は、表5-5のとおり、検挙件数、検挙人員とも増加しており平成20年中は27件32名の検挙となっている。

表5-5 環境事犯法令別検挙状況

法令別	H16年		H17年		H18年		H19年		H20年	
	件数	人員	件数	人員	件数	人員	件数	人員	件数	人員
廃棄物処理法	6	8	11	23	26	41	32	48	27	32
水質汚濁防止法										
水質資源保護法										
瀬戸内法										
自然公園法										
森林法	4	7			1	2	3	3	2	2
河川法										
軽犯罪法(騒音)										

第6節 公害防止計画の推進

公害防止計画は、**環境基本法**第17条の規定に基づき、現に公害が著しいか又は著しくなるおそれのある地域について環境大臣の指示と同意を受けて知事が策定する公害防止のための総合的な計画で、平成21年4月1日現在、全国30地域において計画が策定されている。

本県では、大分地区新産業都市の中核として工業化が進められた大分市及び大分市佐賀関(旧佐賀関町)が、昭和46年に大分地域として指定を受け、昭和47年度を初年度とする5か年計画を策定した。その後、昭和62年10月には、大分市のみを対象とした計画延長の指示を受け、主要幹線道路沿道の騒音対策、都市内中小河川の水質汚濁対策等の都市・生活型公害対策等を主要課題とする第4次計画(昭和63年3月承認)を策定した。現在は、第8次計画(平成20年3月同意)に基づき、各種の事業を推進している。

第1項 計画の策定状況

大分地域公害防止計画の策定状況は、表6-1のとおりである。

表6-1 大分地域公害防止計画の策定状況

計画次	計画期間	地域の範囲
1次	昭和47～51年度	大分市、佐賀関町
2次	昭和52～56年度	大分市、佐賀関町
3次	昭和57～61年度	大分市、佐賀関町
4次	昭和62～平成3年度	大分市
5次	平成4～8年度	大分市
6次	平成9～13年度	大分市
7次	平成14～18年度	大分市
8次	平成19～22年度	大分市

第2項 計画の概要

1 計画の目標

8次計画の目標は、大気汚染、水質汚濁、騒音の各項目ごとに、環境基本法第16条に基づき定めた**環境基準**等としている。

2 計画の主要課題及びその対策

(1) 工業地域における大気汚染対策

当地域内において環境基準を達成できて

いない光化学オキシダントやベンゼン及び降下ばいじんについて、対策を総合的かつ計画的に推進していく。

また、**固定発生源対策**として、法や県条例等に基づく排出基準等の遵守徹底を指導するとともに、良質燃料の導入や最新の公害防止技術の導入について指導を実施する。

(2) **自動車交通公害対策**

当地域内における自動車交通量は年々増加しており、国道10号、国道210号、市道下郡宮崎大通り線において自動車排出ガスによる大気汚染及び自動車交通騒音の防止を図るため、発生源対策、交通流・交通量対策、道路構造対策等の施策を実施する。

3 **公害防止対策事業の推進状況**

第8次大分地域公害防止計画は、平成19年10月に環境大臣から策定指示があり、翌20年3月に同意を得ている。

公害防止計画に基づく公害防止対策事業は、地方公共団体が主体となって実施するものと事業者が実施するものとに大別され、第8次計画における事業経費は、地方公共団体が約23.2億円、事業者が約233.9億円と見込まれており、平成22年度末までに計画の目標が達成されるよう努め、各施策等を推進する。

第7節 公害紛争等の適正処理

第1項 公害苦情及び紛争の処理

1 公害苦情の現況

(1) 公害苦情の総件数

平成20年度に県及び市町村が新たに受理した公害に関する苦情件数は、860件で、前年度に比べ17件減少した。

苦情の原因は、大気汚染246件（28.6%）、水質汚濁128件（14.9%）、騒音162件（18.9%）、振動4件（0.5%）、悪臭170件（19.8%）等の典型7公害に含まれるものが712件（82.8%）、それ以外のは148件（17.2%）である。

平成19年度と比較すると、大気汚染（+40件）、水質汚濁（+19件）、土壌汚染（+2件）については苦情件数が増加した。一方、騒音（-3件）、振動（-8件）、悪臭（-1件）、廃棄物の不法投棄等典型7公害以外（-66件）については苦情件数が減少した。

公害苦情の種類別新規件数の年度毎推移及び平成20年度の公害苦情の内訳は、図7-1a及び図7-1bのとおりである。

(2) 公害苦情の処理状況

平成20年度に処理した苦情は、新規処理860件に前年度からの繰り越し分28件を加えた888件で、このうち859件（96.7%）が受理機関において解決され、翌年度への繰越件数は29件となっている。

図7-1 a 公害苦情件数の推移

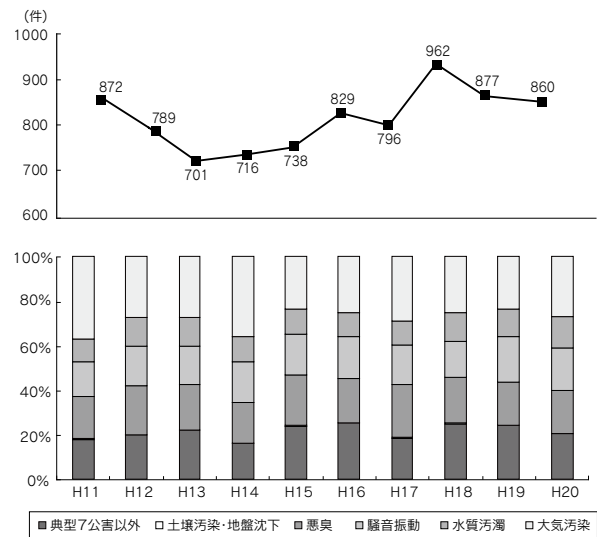
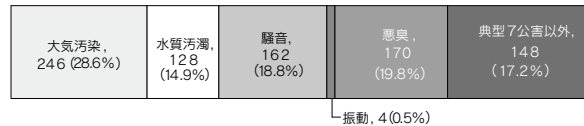


図7-1 b 公害苦情件数の内訳



2 公害苦情・紛争処理の対策

公害紛争処理法（昭和45年法律第108号）は、公害紛争について、迅速かつ適切な解決を図ることを目的として制定されたもので、この法律に基づき、国には公害等調整委員会が、都道府県には公害審査会が設置され、あっせん、調停、仲裁等の方法により紛争の処理が行われる。

さらに、この法律では、公害紛争の未然防止の観点から、公害苦情の適切な処理に努めるべき地方公共団体の責務を明らかにしており、より地域に密着した公害苦情、紛争の処理を実現している。